

質疑応答書

科目名：図書館情報資源の収集と提供

講師名：平野 英俊

質問

講義中1点だけ理解しきれなかったのが図書館利用の記録の扱いである。病院であればカルテが、学校であればポートフォリオが大切かと思う。また、書き込みや切り抜きの対応も必要かと思う。守秘義務（公務員に準じる）の徹底をした上で記録を残すことも必要ではないか考えるが、どうだろうか。

回答

この問題については、貸出し記録を残さないことで実現できる「利用者のプライバシー保護」という価値と、貸出し記録を残して活用することで得られる効用とを秤にかけて考える必要があると思います。

まず、書き込みや切り抜きなどを行った借り手を特定できるという効用については、必ずしも簡単に達成できるわけではないと考えます。なぜなら、資料の汚破損者特定のためには、その人への貸し出し以前には汚破損がなかったことの確認と、返却後に当該資料が書架に戻される前に汚破損の事実確認が必要です。書架に戻された後に汚破損を発見した場合には、それが貸出し中の汚破損か館内閲覧中の汚破損かわかりません。そうであれば、すべての返却資料を書架に戻す前に汚破損チェックを行う必要が生じますが、完全な実行は事実上困難です。貸出し記録の保存という方針を掲げることで汚破損抑止の一定の効果はあるかもしれませんが、「利用者のプライバシー保護」という価値に勝るものではないと考えます。汚破損対策としては、利用者のモラルに訴える活動を地道に行っていくしかないと思います。

次に、図書館での貸出し記録情報の保存・蓄積が、利用者一人ひとりに対する、よりカスタマイズされたサービスの提供を可能にするという効用について考えなければなりません。こうした効用は確かに認められると思いますが、現状では、図書館員と利用者の関係は、医師と患者や教師と生徒の関係に比べれば、まだまだ成熟しているとはいえません。医師が患者の診療履歴（カルテ）をもとに診療にあたることや、学校の教師が生徒一人一人のパーソナルポートフォリオをもとに教育指導を行うことについては、社会的な承認が得られています。図書館員が利用者の貸出し履歴を蓄積して、それをもとにカスタマイズされたサービス提供を行うことについては、特に公共図書館の場合、まだ社会的承認が得られていないと言えないでしょう。こうした現状では、貸出し履歴の保存を望まない利用者も含めて、すべての利用者の履歴保存を行うことは適切ではないと思います。考えられることは、カスタマイズされたサービス提供を希望する利用者は、個人的に自分の貸出し履歴を自分のPCメディアに蓄積・管理することとし、その上で、そうしたデータをもとに、例えばお勧めの本の情報が得られるアプリのようなものが開発されれば面白いのではと思います（ただし、アプリ開発に関しては門外漢ですので、こんなことができるのかどうかはわかりませんが）。やはり、現状では、貸出し履歴は、利用者個人の管理下に置かれるのが適切ではないでしょうか。